

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成19年2月21日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 住谷幸伸
同 伏見正範

平成18年度定期監査結果報告等について

第1 環境部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度および平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
環境部	環境政策課 (環境施設対策室) 環境保全課 廃棄物指導課 環境業務課 (適正処理対策室) (収集体制整備室) 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生処理センター	平成17年度および平成18年4月1日から同年9月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成18年9月26日から同年11月6日まで

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 適正な見積業者等一覧表を添付すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改正されているにもかかわらず、環境政策課の保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託に伴う見積徴取伺決裁および廃棄物指導課のPCB台帳用パソコンリース料に係る見積徴取伺決裁には、改正前の見積業者等一覧表が添付されており、また、廃棄物指導課の電話機の賃貸契約の締結伺決裁には、見積業者等一覧表が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(環境政策課・廃棄物指導課)

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、環境政策課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、環境保全課の同命令簿では、時間数の認定を誤っているもの、庁外の勤務で勤務場所の記載がないものおよび時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているもの、廃棄物指導課の同命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものおよび時間外勤務等取扱主任の押印のないもの、環境業務課の同命令簿では、所属長の押印がないものならびに収集体制整備室の同命令簿では、時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(環境政策課・環境保全課・廃棄物指導課・環境業務課・収集体制整備室)

ウ 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第 3 5 条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成 1 8 年 4 月 1 日から、年 3 . 6 パーセントから年 3 . 4 パーセントに変更されているにもかかわらず、保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託契約書の条項のうち、履行遅滞に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(環境政策課)

エ 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

I S O 1 4 0 0 1 : 2 0 0 4 要求事項解釈コースを受講する職員が研修会場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第 1 4 条第 1 項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後、市内

出張をしようとするときは、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(環境保全課)

オ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、廃棄物指導課の各種伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(廃棄物指導課)

カ 手数料収入に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市出納員規則第5条では、現金収納の際には、所定の印鑑を押印した領収書を発行しなければならないが、牟礼分室では、無効処理した領収書を交付しているものおよび取扱者印が押印されていないもの、牟礼環境センターでは、領収日付の記載がないもの、国分寺分室では、首標金額を訂正しているものが見受けられたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(環境業務課)

キ 出納補助員の任命を適正にすべきもの

高松市出納員規則第3条では、出納員の事務を補助させるため出納補助員を置くことができると規定しているが、国分寺分室では、任命された者以外の者が現金を扱っているので、今後は、同規定に基づき、出納補助員を適正に配置するなど事務処理体制を改善されたい。

(環境業務課)

ク 補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則第9条第2項では、特に必要がある場合は、補助事業の完了前に補助金等交付指令書により申請者に通知し、補助金等の全部または一部を概算交付することができるように規定しているが、高松市分別収集推進活動補助金の交付に際しては、当該交付指令書を交付していないので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理され

たい。

(環境業務課)

ケ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、電力柱および支線の使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にその根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、当該使用許可に伴い、同条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、同台帳が調整されていないので、適正に事務処理されたい。

(南部クリーンセンター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助金の実績確認について

補助金等交付事業については、高松市補助金等交付規則、高松市補助金等交付システム見直し基準等に基づいて実績確認をすべきところ、高松市分別収集推進活動補助金の実績報告書には、領収書の写しが添付されているものの、交付の対象となっていた事業の実績結果報告書など、事業内容の実績または成果を示した書類が添付されていないものが見受けられた。補助事業の執行実績および執行経費の精算その他の執行状況の具体的な検査・検証は、補助金交付の透明性や適法性・公正性の確保を図る上で、必要なものであり、今後は、補助金交付申請者に対し補助事業の趣旨や事業計画書・実績報告書など関係書類の提出について、より適切な指導を行われたい。

(環境業務課)

(2) し尿海上輸送業務委託に係る実績報告について

し尿海上輸送業務委託契約では、衛生処理センター中継所から衛生処

理センターまでし尿を海上輸送しているが、受託者から提出されている事業実績報告書には、実施日ごとの輸送回数の記載はあるものの、1回当たりの輸送（積載）量が記載されていないので、今後は事業実績報告書に1回当たりの輸送（積載）量を記載することも検討されたい。

（衛生処理センター）

第2 健康福祉部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度および平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
健康福祉部	健康福祉総務課 介護保険課 障害福祉課 長寿社会対策課 保健課 こども未来課 保育課 保健対策課 (感染症対策室) 生活衛生課 保健センター (地域包括支援センター)	平成17年度および平成18年4月1日から同年10月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行
		平成18年10月26日から平成19年1月15日まで

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、保育所の施設・備品管理、防火管理および警備・安全管理について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12

項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか，監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

要介護認定調査委託契約および介護保険要介護認定調査手話奉仕員派遣委託契約の契約内容には，個人情報を取り扱う事務が含まれており，秘密保持に関する条項が設けられているものの，受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が設けられておらず，また，出産汚物収集業務委託の契約内容は，個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず，受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が設けられていないので，今後，これらの契約を締結しようとする場合は，「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき，個人情報が適正に取り扱われるよう，契約条項を改められたい。

また，個人情報取扱特記事項第11項では，受託者は個人情報の取扱いに関する要領等を作成し，市に報告しなければならないと規定しているが，X線撮影装置保守点検業務委託契約については，個人情報を取り扱う業務として，同特記事項を委託契約書に添付しているものの，受託者から個人情報の取扱いに関する要領等の報告を受けていないので，今後，同様の契約を締結しようとする場合には，個人情報の適正な管理が図れるよう，受託者に対し，個人情報の取扱いに関する要領等の報告を求められたい。

(介護保険課・感染症対策室・生活衛生課)

イ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが，高

齡者生きがい対策施設内の電力柱および支線ならびに高松市児童厚生施設敷地内の電話柱，電力柱および支線の使用許可については，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，それらの伺決裁には，立てさせない理由ならびに根拠規定および同理由を記載していないので，今後，同様の決裁を受ける場合は，これらの事項を決裁に明記されたい。

また，当該使用許可に伴い，同条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが，高松市児童厚生施設内の電話柱等については同台帳を調整していないので，適正に事務処理されたい。

（長寿社会対策課・こども未来課）

ウ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務命令に關しては，職員の給与に關する条例，同条例施行規則，職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき，事務処理しなければならないが，介護保険課の休日勤務・時間外勤務命令簿では，週休日の勤務と正規の勤務時間を同一の列に記載しているもの，障害福祉課の同命令簿では，開始・終了時刻の記載がないものおよび時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているもの，長寿社会対策課の同命令簿では，所属長の押印がないもの，時間外勤務等取扱主任の時間数の確認印がないものおよび週休日の勤務で開始時刻の記載がないもの，こども未来課の同命令簿では，時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているものおよび週休日の勤務と正規の勤務時間を同一の列に記載しているもの，保育課の同命令簿では，所属長の押印がないもの，振替に係る正規の勤務時間として4時間の時間数がないもの，命令時間を訂正すべき場合に訂正がないものおよび開始時刻の記載がないもの，保健センターの同命令簿では，時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものならびに地域包括支援センターの同命令簿では，庁外の勤務で勤務場所の記載がないものが見られたので，今後は，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(介護保険課・障害福祉課・長寿社会対策課・こども未来課・保育課・保健センター・地域包括支援センター)

エ 介護報酬の審査支払手数料支出に係る決裁を適正にすべきもの

役務費の執行伺決裁は、支出予定金額が100万円を超える場合には、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第12項の規定に基づき、部長までの決裁を受け、また、高松市文書規程第16条および別表第2財務会計の項第13号の規定に基づき、財政課長およびその指名する職員の審査を受けなければならないが、平成18年度介護報酬の審査支払手数料支出に係る決裁は、これらの決裁等を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(保護課)

オ 犬猫不妊去勢手術費補助金交付申請書に適正な領収証を添付すべきもの

高松市犬猫不妊去勢手術費補助金の交付申請については、同補助金交付要綱第6条で、交付申請者は犬または猫の不妊去勢手術費を支払ったことを証する領収証(不妊去勢手術を実施した日が記載されているものに限る。)を添えて、同補助金交付申請書を市長に提出しなければならないと規定されているが、同補助金交付申請書には、手術の実施日を記載していない領収証が添付されているにもかかわらず、これを適正なものとして受け付け、補助金を交付している事例が見受けられたので、今後、同様の申請に際しては、手術の実施日が記載されている適正な領収証を添付するよう申請者を指導するなど適正に事務処理されたい。

(生活衛生課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 指定管理者制度に係る基本協定書の締結について

指定管理者との協定に規定されるべき内容については、公民パートナーシップ(PPP)の思想に基づき、「地方公共団体と指定管理者の

対等な関係」および「両者の適切なりスク分担」の観点から、両者の関係の基礎を明確に示さなければならないが、高松市総合福祉会館の指定管理者として非公募により選定された財団法人と高松市が締結した基本協定書については、基本協定の目的、指定管理者の指定の意義、信義誠実の原則および緊急時における市への報告等対応が明記されていないので、今後、指定管理者制度に係る基本協定書を締結する場合には、施設の設置目的を踏まえ、両者の関係の基礎が明確になるよう、協定の目的などを盛り込んだ基本協定書の締結を検討されたい。

(健康福祉総務課)

(2) 保育所備品の適正管理について

今回実施した旧合併町の保育所の実地監査を踏まえ、備品の管理については、今後の使用頻度や機能の状態を検討の上、使用に耐え得るものは、適正な財産管理を行うとともに、使用に耐えないものは、返納手続を行うなど、高松市物品会計規則の関係諸規定に基づき、備品の適正管理に努められたい。

(保育課)

(3) 補助金交付要綱と同交付決定通知書等の整合性について

地方公共団体の補助金交付決定は、一種の行政契約として考えられており、補助条件に反することは付款(条件)違反、債務不履行として整理されるべきもので、補助条件に反する場合の交付決定の取消しなどについては、特に形式的なものとならないよう、具体的に明示しなければならないが、高松市夜間歯科診療事業補助金交付要綱第10条では、補助金の返還を求める旨を規定しているにもかかわらず、同要綱第5条様式第2号に規定する補助金交付決定通知書および第7条様式第3号に規定する補助金交付指令書には、当該規定を記載していないので、今後、同様の補助金交付決定をする場合には、補助金交付要綱との整合性が図られたものとなるよう様式を見直されたい。

(保健センター)

第3 今回の監査を踏まえての総括的意見等

1 行政財産の事務処理に係る規定のあり方について

行政財産の目的外使用許可については、高松市公有財産事務取扱規則および行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、事務処理しなければならないが、今回の環境部および健康福祉部の定期監査において、電力柱等の設置に係る行政財産使用許可に当たり、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同許可伺決裁にその根拠や理由を明記していない事例が見受けられたので、指摘したものの、当該事案のような公益事業に係る場合に、同許可伺決裁に連帯保証人を立てさせない根拠規定等の明記を要することについては、特段の必要性を見出せないことから、公有財産を総括的に管理する課にあっては、事務の簡素・合理化の観点から、その記載を省略できるよう、関係規定の弾力的な運用を図るなどの検討を行い、その結果を関係各課に周知されたい。

2 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理について

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、昨年度および今年度の定期監査において、時間数の集計・報告の際に十分な確認が行われていないことによる支給割合や時間数の記載誤りを指摘してきたところ、これを受け、平成18年7月25日付けで、各課の給与事務担当者に対し、総務部長名で時間外勤務命令等の事務処理に関する通知がなされたものの、十分な理解と認識が得られているとは認め難い状況が、今回の環境部および健康福祉部の定期監査でも見受けられた。

このようなことから、職員の服務に関する事務を所掌する課にあっては、庶務担当者や時間外勤務等取扱主任に対する時間外勤務命令等の事務処理の説明会を人事異動後に開催するなど、より一層の周知・徹底を図り、事務処理の適正化に努められたい。

また、現在の事務処理の仕組み自体に誤りを生み出す要因がないか精査を行うなど、仕組みそのものの見直しについても検討されたい。

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、市民課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、用務内容の記入がないもの、週休日・休日・正規の勤務時間の区分の記入を誤っているもの、終了時刻の記入を誤っているもの、時間外勤務の確認者以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているものならびに時間外勤務の確認者および時間外勤務等取扱主任の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年11月22日）

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき適正に事務処理するよう、改めて、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。

（市民部市民課）

2 業務委託契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から年3.6パーセントから年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、高松市戸籍総合システム開発業務委託契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年11月22日）

高松市戸籍総合システム開発業務委託契約書の条項のうち、履行遅延

に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されていたので、当該契約の一部を変更する契約を締結し、適正な率に改めた。

(市民部市民課)

3 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、防災対策室の高松市震災対策総合訓練会場設営委託に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成18年12月7日)

高松市震災対策総合訓練会場設営委託に係る見積徴取伺決裁では、平成18年度から、前年度の実績額や見積参加業者を記載できる見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付した。

(総務部庶務課防災対策室)

4 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、男女共同・市民参画室の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年1月5日)

休日勤務・時間外勤務命令簿において、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないことについては、事実確認後、適正に事務処理を行

うとともに、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。

(市民部地域振興課男女共同・市民参画室)

5 分任出納員による収納金の払込み事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

分任出納員が収納金を高松市指定金融機関等に払い込む場合は、高松市出納員規則第6条第5項ただし書の規定に基づき、収入役の承認を受けなければならないが、高松市前田出張所および下笠居出張所においては、当該承認を受けていないので、今後は、同規定に基づき、収入役の承認決裁を受け、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年1月15日)

分任出納員である前田出張所長および下笠居出張所長については、高松市出納員規則第6条第5項ただし書の規定に基づく収入役の承認を受け、適正に事務処理を行った。

(市民部地域振興課)

6 契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

地方自治法施行令第167条の15第2項および高松市契約規則第30条では、契約の適正な履行を確保するため、関係書類に基づき検査および検収を行わなければならない旨を規定しているが、平成18年度高松市支所庁舎清掃業務請負契約については、仕様書に規定されている業務日誌が添付されないまま検収を行っているため、今後は、業務日誌等の関係書類の提出を求め、それらに基づき、適正な検収を行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年1月15日)

平成18年度高松市支所庁舎清掃業務請負契約については、請負業者から各支所へ業務日誌の提出を受け、各支所の検収担当者が検収した上で、毎月末に地域振興課へ提出し、地域振興課の検収担当者が検収し、適正な支出事務を行うこととした。

(市民部地域振興課)